令和８年

第４回市議会定例会　議案第３０号

函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正について

函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和８年１２月１日提出

函館市長　大　泉　　潤

函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関する条例の一部を改正する条例

函館市公共下水道の構造の基準および終末処理場の維持管理に関する条例（平成２５年函館市条例第４７号）の一部を次のように改正する。

第１条および第３条中「第７条第２項」を「第７条第３項」に改める。

附　則

この条例は，下水道法等の一部を改正する法律（令和８年法律第６５号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

下水道法の一部改正に伴い規定を整備するため